

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成20年5月9日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社ニトリ

代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ京都南インター店

京都市南区上鳥羽石橋町20-1

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及所在地	(仮称)ニトリ京都南インター店 京都市南区上鳥羽石橋町 20-1 外	ニトリ京都南インター店 京都市南区上鳥羽石橋町 20-1

(3) 変更年月日

平成20年2月29日

3 届出年月日

平成20年4月24日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成 2 0 年 5 月 9 日 (金) から平成 2 0 年 9 月 9 日 (火) まで (日曜日 , 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(3) 時間

午前 9 時から正午まで

午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地
京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成 2 0 年 9 月 9 日 (火)

(産業観光局商工部商業振興課)